

2 地方税財政制度（財政関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 臨時財政対策債の廃止と地方交付税総額の確保
- 2 国庫補助金及び交付金の廃止と基金事業の改善
- 3 国と地方の財政負担の適正化

【提案内容】

項目1 臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから速やかに廃止し、本来の姿である地方交付税に復元すること。

なお、それまでの間の取扱いとして、財政力の高い団体に対し、過度に配分される不公平な算定方法の更なる見直しを行うこと。

また、地方の固有財源である地方交付税は、平成27年度の地方財政対策において法定率が見直されたものの、現状では、地方の仕事量に見合った額が確保されていないことから、更なる法定率の引上げにより、総額を確保すること。

項目2 地方自治体の裁量権を拡大するため、国庫補助金及び交付金を廃止し、全額税源移譲すること。

なお、それまでの間、国の交付金を原資として創設した基金については、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組みが可能となるよう要件の見直しや運用改善を行うこと。

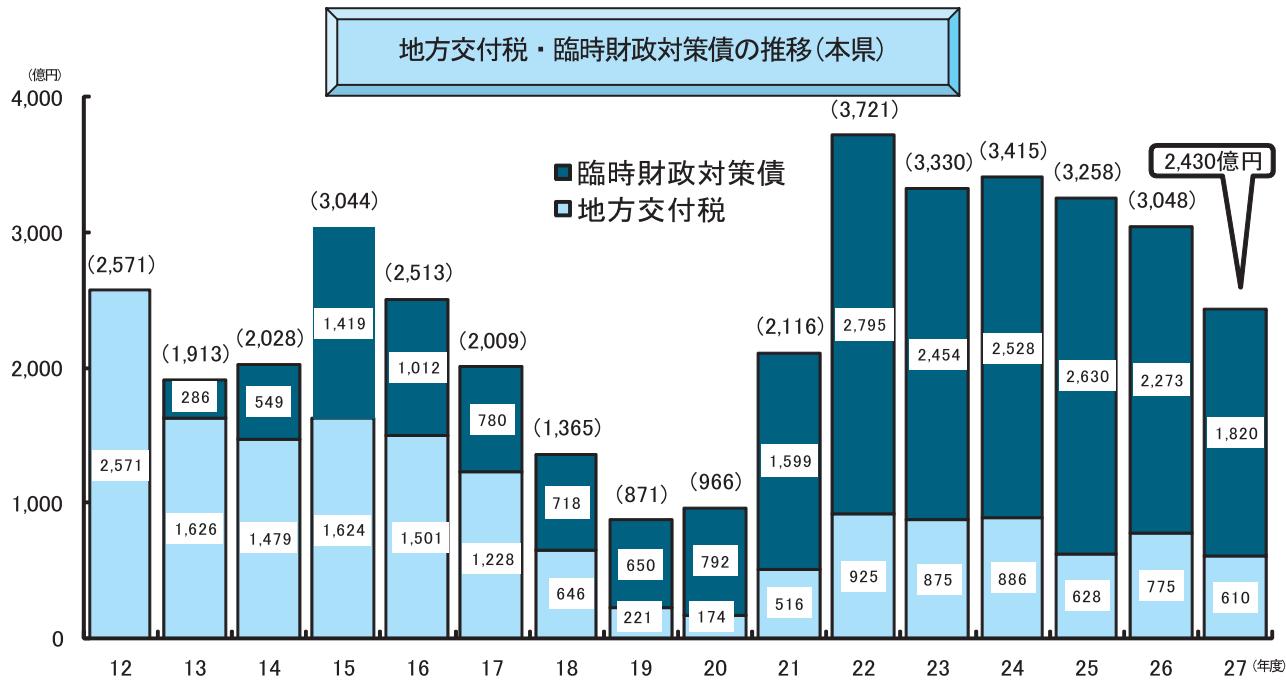
項目3 国と地方の役割分担を明確化し、財政負担の適正化を図る観点から、国直轄事業負担金は速やかに全廃すること。

また、地方超過負担はいまだに解消されておらず、地方財政を圧迫しているため、速やかに解消すること。

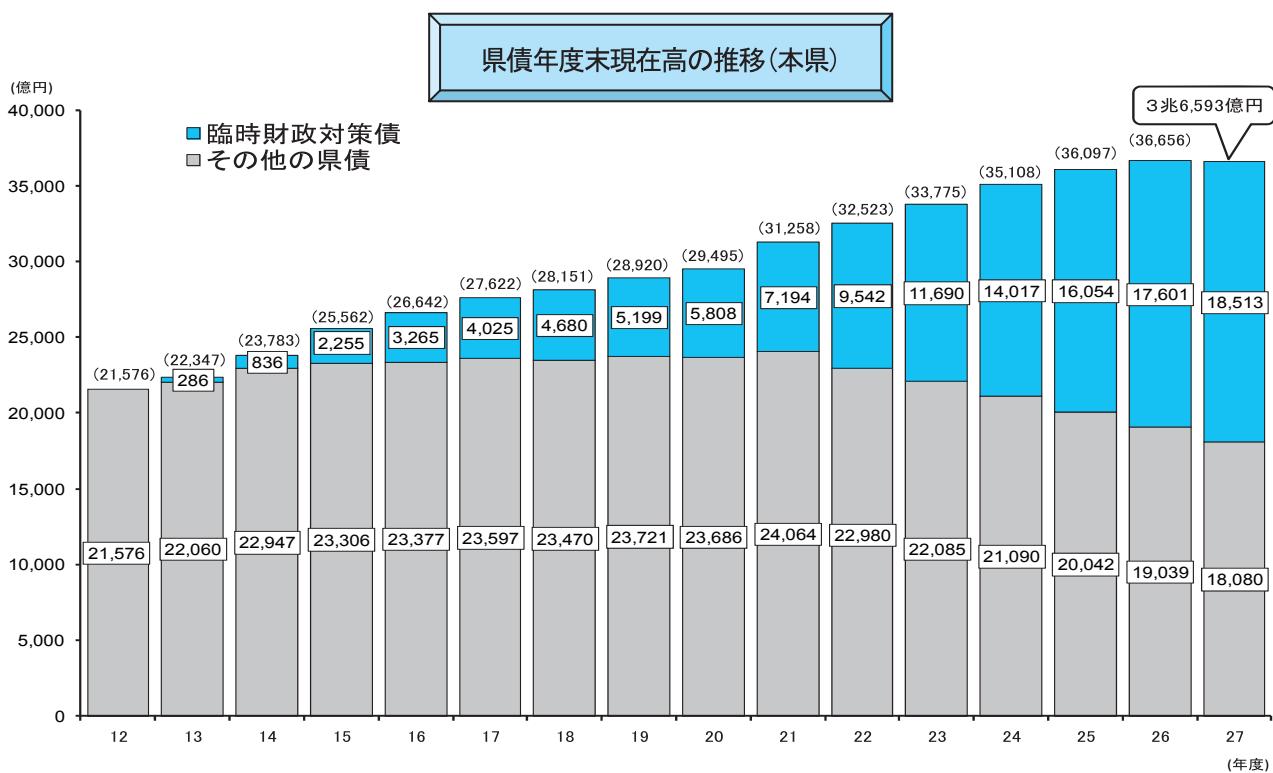
なお、地方に影響を与える制度変更等に当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方と十分な協議を行い、地方の同意を得て実施すること。

【提案理由】

地方が自主的・自立的かつ安定的に財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の役割分担を明確にし、財政負担の適正化を図る必要がある。そのため、地方財源の充実強化を図る観点から、地方交付税、臨時財政対策債や国庫補助金等を確實に見直すことが必要である。



臨時財政対策債は、財政力の高い団体に過度に配分されており、平成27年度当初予算では、本来地方交付税で措置される額の75%が臨時財政対策債となっている。



本県では、臨時財政対策債を除く県債現在高は、長年の発行抑制の取組から減少に転じているが、臨時財政対策債は大量発行を余儀なくされ、残高が年々増加しており、平成27年度末（骨格予算ベース）には初めて県債全体の残高の半分を超える見込みである。

(神奈川県担当課：総務局財政課)